



故農林技官高須兵司位階追陞の件
右謹んで裁可を仰ぐ

昭和二十四年一月十四日

内閣総理大臣吉田茂



内

閣

履用紙

東京府立図書館

人農位第一号

案起

昭和三十四年一月十四日

決議昭和三十四年一月十四日
上奏昭和三十四年一月十四日
施行昭和三十四年一月十四日
裁可昭和三十四年一月十四日
公布昭和 年 月 日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣事務官



林 國務大臣

大庭 國務大臣

益谷 國務大臣

森 國務大臣

殖田 國務大臣

小澤 國務大臣

井上 國務大臣

下旗 國務大臣

降旗 國務大臣

岩本 國務大臣

河東 國務大臣

増田 國務大臣

工藤 國務大臣

五

氏

故農林技官正五位高須兵司は功績顯著

な者であつたが客年十二月十八日死したので
特旨を以て左のとおり位階追陞の件を上
奏することに致したい。

故農林技官正五位高須兵司
特旨を以て位一級追陞せられる

正五位高須兵司

従四位に叙する

昭和二十三年十二月十八日付

総人農位第一号

秘蚕第一四六號

昭和廿四年一月十三日

農林大臣 周 東 英



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

特旨叙位について申請

農林技官高須兵司は昭和十年三月二十五日蚕業試験場技師任官以來
在職十三年餘職務に精勵功績顯著であつたが病氣のため十二月十八
日死亡したので特旨叙位の御詮議願いたい

在職
十年

從四位に叙する

昭和廿三年十二月十八日死亡

昭和十年三月廿五日蚕業試験場技師任官以來在職滿十年以上

農 商 省

農林技官正五位 高須兵司

履 歴 書

現住所

故農林技官正五位 高須兵司

明治廿四年一月廿六日生

年 號	月 日	任 免 賞 罰 等	資 格	在 職 年 數	通 算
昭和十年	三月十五日	任 蚕業試験場技師 (勅令第四号)	奉任		
"	六月十五日	任 農林技官正五位			
"	五月九日	叙 勳五等授瑞宝章			
"	六月一日	叙 正五位		十三年八月廿五日	
"	四月一日	任 農林技官 (二級) (勅令第一九三号)			
三十三年	五月十八日	死亡			



故判事野口猛雄外一名位階追陞の件
右謹んで裁可を仰ぐ

昭和二十四年一月十九日

内閣総理大臣吉田 茂



裁

年 號 月 日 任 免 賞 罰 等 資 格 在 職 年 數 通 算

農 林 省